

# 北九州

9/15  
2019  
令和元年 No.1346



市政・生活情報や申請窓口の問い合わせ  
北九州市コールセンター

☎671-8181 年中無休  
8時～21時

FAX. 671-0088

### 主な内容

- 特集「共生のまちづくり」への第一歩は「知る=障害を理解する」こと… 12
  - トピックス「地域ふれあいトーク」など …… 34
  - すこやかハート …… 5
- \*最終ページは人口データと若松区の情報

北九州市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>  
編集・発行 北九州市広報室広報課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 ☎582-2236

## 私たちにできる 「共生の まちづくり」



信号変わったかしら…

信号が青になったこと、伝えた方が良いのかな？



駅の構内アナウンス、聞こえてるのかな？



(電車来ないね)

(そうね)



©はぎいわたのめ  
北九州市人権の  
約束事運動  
マスコットキャラクター  
「モモマルくん」

特集は  
2ページに  
続きます

**特集**  
「共生のまちづくり」への  
第二歩は「知る=障害  
を理解すること」

「信号の色を見て横断歩道を渡る」「構内アナウンスを聞いて列車の到着時間の遅れを知る」。

私たちが普段の生活で何気なく行っていることですが、上の写真のように、障害のある人にとっては、非常に困難な壁(=不自由さ)となることもあります。

しかし、私たちが実際にこのような場面を見かけたとしても、障害や障害のある人について知らなければ、その不自由さに気付かないかもしれません。

「壁は、よく知らない」「関心が無い」「偏見」など、私たちの「意識」によっても生じるのです。

今回の特集では、障害のある人やその家族などからの声を紹介しています。誰もが生き生きと暮らす「共生のまちづくり」のため、私たちに何ができるのか考えてみましょう。

平成29年(2017年)に施行された「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」(通称:障害者差別解消条例)では、障害や障害のある人への理解を深めることなどを市民の役割としています。